選 挙 管 理 委 員 会 次 第

期日　令和７（2025）年６月２日（月）
　　午後４時から
場所　みよし市役所　特別会議室

１　挨拶

２　議題

(1) 専決処分について（委員長報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１～２
(2) 選挙人名簿定時登録（令和７（2025）年６月）について
　ア　定時登録資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
　イ　選挙人名簿登録数（６月定時登録）・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４～７
　ウ　在外選挙人名簿登録者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８～９
　エ　選挙権を有する者の５０分の１の数の告示・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
　オ　選挙権を有する者の３分の１の数の告示・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１
(3) 令和７（2025）年執行予定みよし市長選挙の日程について・・・・・・・Ｐ１２
(4) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３～１５
(5) みよし市選挙管理委員会規程の一部改正について・・・・・・・・・・・Ｐ１６～２１

３　その他

(1) 参議院議員通常選挙に係る選挙事務について（別紙）
(2) 期日前投票所の投票立会人の協力について

専決処分について（委員長報告）

みよし市選挙管理委員会規程第17条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

処分事項：公職選挙法第30条の６第１項の規定により、下記の者を本市の在外選挙人名簿に登録する。

記

氏　名	生年月日	性別	本　籍	日本での最終住所地	専決処分日
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	令和7年5月14日
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	令和7年5月14日
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	令和7年5月14日

確認事項（確認書類）／氏名	①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと	②申請時に年齢満18年以上であること	③日本国民であること	④公職選挙法第11条第１項の該当がないこと	⑤公職選挙法第252条の該当がないこと	⑥政治資金規正法第28条の該当がないこと	⑦領事館の管轄区域内に引き続き３か月以上当該申請者が住所を有していること
	（本籍地の市区町村長からの回答文書）	（登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書）	（登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書）	（本籍地の市区町村長からの回答文書）	（本籍地の市区町村長からの回答文書）	（本籍地の市区町村長からの回答文書）	（日本国総領事又は日本国大使からの意見書又は「在外選挙住所意見照会システム」による確認）
[redacted]	[redacted]	[redacted]生 ⇒年齢：[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	管轄区域内住定日 [redacted] 登録申請日 [redacted] 総領事又は大使 [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]生 ⇒年齢：[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	管轄区域内住定日 [redacted] 登録申請日 [redacted] 総領事又は大使 [redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]生 ⇒年齢：[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	管轄区域内住定日 [redacted] 登録申請日 [redacted] 総領事又は大使 [redacted]

選挙人名簿定時登録（令和７（2025）年６月）について

定 時 登 録 資 格 要 件

１　基準日（公職選挙法第２２条）
　令和７（2025）年６月１日（日）

２　登録日（公職選挙法第２２条）
　令和７（2025）年６月２日（月）

３　登録要件（公職選挙法第９条）
　(1)　国政選挙の選挙権のある者
　　ア　日本国民である者
　　イ　年齢満１８年以上である者（平成１９年６月２日以前の出生者）
　(2)　住所要件（公職選挙法第２１条及び第２８条）
　　ア　令和７（2025）年３月１日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民である者（３か月要件）
　　イ　令和７（2025）年２月１日から令和７（2025）年５月３１日までの間の転出者で３か月以上住民基本台帳に記録されていた者
　　ウ　帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民である者

４　抹消者（公職選挙法第１１条及び第２８条）
　(1)　令和７（2025）年１月３１日以前に転出した者（４か月要件）
　(2)　前回の登録時（令和７（2025）年３月１日）において登録のあった者で、令和７（2025）年６月１日までに死亡した者
　(3)　欠格事項に該当した者

５　その他（「転出者」で表示される者（公職選挙法第２７条））
　令和７（2025）年２月１日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（６月定時登録）

令和７（2025）年６月１日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	**24,835 人**	**23,714 人**	**48,549 人**	

（参考）前回定時登録（３月）からの増減

区分		男	女	計	備考
３月定時登録者数		**24,783 人**	**23,659 人**	**48,442 人**	
登録者数		376 人	271 人	647 人	
抹消者数		324 人	216 人	540 人	
	転出者	276 人	167 人	443 人	
	死亡者	48 人	49 人	97 人	
	欠格者	0 人	0 人	0 人	
その他		0 人	0 人	0 人	
６月定時登録者数		**24,835 人**	**23,714 人**	**48,549 人**	
増減者数		＋52 人	＋55 人	＋107 人	

付　　表

開票区名	投票区名	内　訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3, 238	3, 112	6, 350
	北部	3, 332	3, 205	6, 537
	南部	2, 527	2, 390	4, 917
	西部	2, 976	2, 712	5, 688
	天王	3, 458	3, 245	6, 703
	三好丘	3, 264	3, 191	6, 455
	緑丘	2, 937	2, 929	5, 866
	黒笹	3, 103	2, 930	6, 033
合　　計		24, 835	23, 714	48, 549
開票区数	1	投　票　区　数	8	

世　代　別

	世代	内　訳			前回定時登録（令和７（2025）年３月１日現在）からの増減表								
					男			女			計		
		男	女	計	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
みよし市	18歳	335	306	641	324	11	335	293	13	306	617	24	641
	19歳	331	261	592	328	3	331	287	−26	261	615	−23	592
	20歳	363	328	691	361	2	363	324	4	328	685	6	691
	21歳から25歳	1,824	1,758	3,582	1,839	−15	1,824	1,746	12	1,758	3,585	−3	3,582
	26歳から30歳	1,874	1,500	3,374	1,871	3	1,874	1,487	13	1,500	3,358	16	3,374
	31歳から35歳	1,771	1,563	3,334	1,766	5	1,771	1,566	−3	1,563	3,332	2	3,334
	36歳から40歳	1,913	1,671	3,584	1,909	4	1,913	1,675	−4	1,671	3,584	0	3,584
	41歳から45歳	2,021	1,765	3,786	2,032	−11	2,021	1,762	3	1,765	3,794	−8	3,786
	46歳から50歳	2,194	2,064	4,258	2,224	−30	2,194	2,096	−32	2,064	4,320	−62	4,258
	51歳から55歳	2,755	2,727	5,482	2,759	−4	2,755	2,732	−5	2,727	5,491	−9	5,482
	56歳から60歳	2,447	2,155	4,602	2,411	36	2,447	2,112	43	2,155	4,523	79	4,602
	61歳から65歳	1,837	1,590	3,427	1,821	16	1,837	1,576	14	1,590	3,397	30	3,427
	66歳から70歳	1,289	1,204	2,493	1,269	20	1,289	1,197	7	1,204	2,466	27	2,493
	71歳から75歳	1,236	1,330	2,566	1,257	−21	1,236	1,355	−25	1,330	2,612	−46	2,566
	76歳から80歳	1,182	1,496	2,678	1,181	1	1,182	1,499	−3	1,496	2,680	−2	2,678
	81歳以上	1,463	1,996	3,459	1,431	32	1,463	1,952	44	1,996	3,383	76	3,459
合　計		24,835	23,714	48,549	24,783	52	24,835	23,659	55	23,714	48,442	107	48,549

前回定時登録（令和7（2025）年3月1日）と

今回定時登録（令和7（2025）年6月1日現在）における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増　減	今回登録	前回登録	増　減	今回登録	前回登録	増　減	今回登録
三好	3,221	＋17	3,238	3,096	＋16	3,112	6,317	＋33	6,350
北部	3,316	＋16	3,332	3,195	＋10	3,205	6,511	＋26	6,537
南部	2,532	－5	2,527	2,405	－15	2,390	4,937	－20	4,917
西部	2,973	＋3	2,976	2,703	＋9	2,712	5,676	＋12	5,688
天王	3,452	＋6	3,458	3,230	＋15	3,245	6,682	＋21	6,703
三好丘	3,271	－7	3,264	3,190	＋1	3,191	6,461	－6	6,455
緑丘	2,925	＋12	2,937	2,924	＋5	2,929	5,849	＋17	5,866
黒笹	3,093	＋10	3,103	2,916	＋14	2,930	6,009	＋24	6,033
合　　計	24,783	＋52	24,835	23,659	＋55	23,714	48,442	＋107	48,549

在外選挙人名簿登録者数

令和７（2025）年６月１日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	**17 人**	**13 人**	**30 人**	

（参考）

区分	男	女	計	備考
３月定時登録者数	19 人	11 人	30 人	
登録者数	1 人	2 人	3 人	
抹消者数	3 人	0 人	3 人	
６月定時登録者数	**17 人**	**13 人**	**30 人**	
増減者数	－2 人	＋2 人	0 人	

付表　　（単位：人）

経由領事館の名称			内訳		
地域	経由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	3 人	2 人	5 人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0 人	1 人	1 人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	1 人	0 人	1 人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	1 人	0 人	1 人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	1 人	0 人	1 人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0 人	1 人	1 人
	在ペナン日本国総領事	マレーシア	0 人	1 人	1 人
	在ラオス日本国大使	ラオス人民民主共和国	0 人	1 人	1 人
	小計		6 人	6 人	12 人
北米	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	1 人	1 人	2 人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	2 人	1 人	3 人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	1 人	0 人	1 人
	在デンバー日本国総領事	アメリカ合衆国	0 人	1 人	1 人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	0 人	1 人	1 人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	0 人	1 人	1 人
	在トロント日本国総領事	カナダ	1 人	0 人	1 人
	小計		5 人	5 人	10 人
中南米	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0 人	1 人	1 人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	5 人	0 人	5 人
	小計		5 人	1 人	6 人
欧州	在オランダ日本国大使	オランダ王国	1 人	0 人	1 人
	小計		1 人	0 人	1 人
アフリカ	在ギニア日本国大使	ギニア共和国	0 人	1 人	1 人
	小計		0 人	1 人	1 人
合計			17 人	13 人	30 人

選挙権を有する者の５０分の１の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の５０分の１の数は、９７１である。

令和７年６月２日

みよし市選挙管理委員会
委員長　石　原　正　裕

（参考）

※　登録者数

４８，５４９人　÷　５０　＝　９７０．９８

≒　９７１（小数点切り上げ）

・　地方自治法第７４条第１項　条例の制定又は改廃の請求

・　　同　　第７５条第１項　監査の請求

前回定時登録（令和７年３月１日）

※　登録者数

４８，４４２人　÷　５０　＝　９６８．８４

≒　９６９（小数点切り上げ）

選挙権を有する者の３分の１の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、１６，１８３である。

令和７年６月２日

みよし市選挙管理委員会
委員長　石　原　正　裕

（参考）

※　登録者数
　４８，５４９人　÷　３　＝　１６，１８３

・地方自治法第７６条第１項　議会の解散請求
・　　同　　第８０条第１項　議員の解職請求
・　　同　　第８１条第１項　長の解職請求
・　　同　　第８６条第１項　主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第８条第１項
　教育委員会の教育長又は委員の解職請求

前回定時登録（令和７年３月１日）

※　登録者数
　４８，４４２人　÷　３　＝　１６，１４７．３３
　≒　１６，１４８（小数点切り上げ）

令和７（2025）年執行予定みよし市長選挙の日程について

第１案	第２案	内　　容	前回 （Ｒ３）	前々回 （Ｈ２９）
３／３（月）	３／３（月）	・選挙日程協議	３／１(月)	３／２(木)
６／２（月）	６／２（月）	・選挙日程協議決定	６／１(火)	６／１(木)
１０／１（水）	１０／１（水）	・広報みよし説明会記事掲載	10／１(金)	９／15(金)
１０／１６(木)	１０／２３(木)	≪立候補予定者説明会≫	10／21(木)	10／19(木)
１１／５（水）	１１／１２(水)	≪事前審査≫	11／10(水)	11／８(水)
１１／８（土）	１１／１５(土)	・選挙時選挙人名簿登録等	11／13(土)	11／11(土)
１１／９（日）	１１／１６(日)	≪告示日≫ ・立候補届出受付 ・候補者の氏名掲示の掲載順序及び選挙公報掲載順序決定のくじ	11／14(日)	11／12(日)
１１／１０(月)	１１／１７(月)	・期日前投票（選挙期日の前日までの６日間）	実施なし	実施なし
１１／１４(金)	１１／２１(金)	・選挙立会人選任のくじ	実施なし	実施なし
１１／１５(土)	１１／２２(土)	・選挙街頭啓発	実施なし	実施なし
１１／１６(日)	１１／２３(日)	≪選挙期日≫ ・投開票 ・選挙会	11／22(月) 選挙会のみ	11／20(月) 選挙会のみ
１１／１７(月)	１１／２４ （月・祝）	・当選告知 ・当選証書付与式	11／22(月)	11／20(月)

参考：過去の三好町長・みよし市長選挙日程

執　行　年	投　票　日	告　示　日	選　挙	備　考
平成５年	１１月２１日	１１月１６日	無投票	
平成９年	１１月１６日	１１月１１日	無投票	
平成１３年	１１月１８日	１１月１３日	有投票	投票率６０．３９％
平成１７年	１１月２０日	１１月１５日	無投票	
平成２１年	１１月１５日	１１月１０日	有投票	投票率５１．９９％
平成２５年	１１月１７日	１１月１０日	無投票	
平成２９年	１１月１９日	１１月１２日	無投票	
令和３年	１１月２１日	１１月１４日	無投票	令和７年１２月７日任期満了

議案第　　号　みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

【趣　　旨】　公職選挙法施行令の一部改正（未公布・公布日と同日に施行見込み）に準じ、みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用、ビラ及びポスターの作成の公費負担に関し、必要な改正を行う。

【内　　容】　１　自動車の使用の公費負担額の改正
(1) 一般運送契約以外の契約である場合の自動車の借入れ契約の限度額；日額「10,733 円」⇒「16,100 円」（第４条第２号ア関係）
(2) 一般運送契約以外の契約である場合の自動車の燃料の代金の限度額；日額「3,850 円」⇒「7,700 円」（第４条第２号イ関係）
２　ビラ作成の公費負担額の改正（第８条関係）
ビラ１枚当たりの作成単価の限度額；「７円７３銭」⇒「８円３８銭」
３　ポスターの作成の公費負担額の改正（第１１条関係）
(1) ポスター１枚当たりの作成単価；「５４１円３１銭」⇒「５８６円８８銭」
(2) ポスター１枚当たりの作成単価にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に加える金額（企画費）；「１０５，４１６円」⇒「３１６，２５０円」
※ポスター１枚当たりの作成単価；（５８６円８８銭×ポスター掲示場（66 箇所）＋３１６，２５０円）／ポスター掲示場（66 箇所）＝５，３７８円／枚（限度額）

【施行期日】　公布の日（この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。）

【そ の 他】　候補者１人当たりの公費負担の対象とその限度額

	区分			限度額（改正前）	限度額（改正後）	※
選挙運動用自動車	①一般運送契約（ハイヤー方式）		選挙運動用自動車としての使用された各日の料金の合計金額（同一の日については１台に限る。）	各日について 64,500 円	各日について 64,500 円	①と②の契約は、選択
	②その他の契約	ア　自動車借入れ契約（レンタル方式）	選挙運動用自動車としての使用された各日の料金の合計金額（同一の日については１台に限る。）	各日について 10,733 円	各日について 16,100 円	
		イ　燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	26,950 円（3,850 円×７日）	53,900 円（7,700 円×７日）	
		ウ　運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日について１人に限る。）	各日について 12,500 円	各日について 12,500 円	

	改正前	改正後
選挙運動用ビラ	【市長】 作成単価の限度（７円７３銭）×作成枚数の限度（16,000 枚）＝１２３，６８０円 【市議会議員】 作成単価の限度（７円７３銭）×作成枚数の限度（4,000 枚）＝３０，９２０円	【市長】 作成単価の限度（８円３８銭）×作成枚数の限度（16,000 枚）＝１３４，０８０円 【市議会議員】 作成単価の限度（８円３８銭）×作成枚数の限度（4,000 枚）＝３３，５２０円
ポスター	541 円 31 銭×ポスター掲示場数（66 箇所）＋105,416 円 ／ ポスター掲示場数（66 箇所）＝ 作成単価の限度（2,139 円）	586 円 88 銭×ポスター掲示場数（66 箇所）＋316,250 円 ／ ポスター掲示場数（66 箇所）＝ 作成単価の限度（5,378 円）

公職選挙法施行令と条例の単価比較表

区分	現行単価（施行令）	改正単価（施行令）	現行単価（条例）	改正単価（条例）
●選挙運動用自動車の使用の公営（一般運送契約以外の契約）				
自動車借入れ	１６，１００円	１６，１００円	１０，７３３円	１６，１００円
燃料費	７，７００円	７，７００円	３，８５０円	７，７００円
●選挙運動用ビラの作成の公営				
１枚当たり	７円７３銭	８円３８銭	７円７３銭	８円３８銭
●選挙運動用ポスターの作成の公営				
１枚当たり	５４１円３１銭	５８６円８８銭	５４１円３１銭	５８６円８８銭
企画費	３１６，２５０円	３１６，２５０円	１０５，４１６円	３１６，２５０円

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
（自動車の使用の公費負担額及び支払手続） 第4条　みよし市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1)　略 (2)　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア　当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合　当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額 イ　当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ　略 （ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条　みよし市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条　みよし市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	（自動車の使用の公費負担額及び支払手続） 第4条　同左 (1)　略 (2)　同左 ア　当該契約が自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合　当該自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が10,733円を超える場合には、10,733円）の合計金額 イ　当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、3,850円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ　略 （ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第8条　みよし市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第11条　みよし市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に105,416円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

みよし市選挙管理委員会規程第　号

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程（平成２２年みよし市選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

令和７年　月　日

みよし市選挙管理委員会委員長　石　原　正　裕

様式第４号備考第４項第２号中「１０，７３３円」を「１６，１００円」に改める。

様式第５号備考第４項第２号中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

様式第６号備考第４項第２号中「１０３，５００円＋５２５円６銭」を「３１６，２５０円＋５８６円８８銭」に改める。

様式第７号（その１）（別紙２の１）中「１０，７３３円」を「１６，５００円」に改める。

様式第７号（その２）（別紙）中「７．７３円」を「８．３８円」に改める。

様式第７号（その３）（別紙）備考第２項中「１０３，５００円＋５２５円６銭」を「３１６，２５０円＋５８６円８８銭」に改める。

附　則

この規程は、令和７年　月　日から施行する。

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正新旧対照表

改正案

様式第４号(その１)(第５条関係)

選挙運動用自動車使用証明書

(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　選挙候補者

記

運送等契約区分(該当する方の番号に○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
	年　月　日	円		
	年　月　日	円		
	年　月　日	円		
	年　月　日	円		
	年　月　日	円		

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2　運送事業者等がみよし市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、みよし市に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　　64,500 円

(2)　(1)以外の場合　　16,100 円

5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の 1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の 2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

7　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、みよし市に支払を請求することはできません。

様式第５号(第５条関係)

ビラ作成証明書

現行

様式第４号(その１)(第５条関係)

選挙運動用自動車使用証明書

(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　選挙候補者

記

運送等契約区分(該当する方の番号に○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
	年　月　日	円		
	年　月　日	円		
	年　月　日	円		
	年　月　日	円		
	年　月　日	円		

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2　運送事業者等がみよし市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、みよし市に支払を請求することはできません。

4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　　64,500 円

(2)　(1)以外の場合　　10,733 円

5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の 1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の 2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

7　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、みよし市に支払を請求することはできません。

様式第５号(第５条関係)

ビラ作成証明書

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正新旧対照表

改正案

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　選挙

候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2　ビラ作成業者がみよし市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、みよし市に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数

枚

(2)　限度額

8円38銭(単価)×当該作成枚数＝限度額

様式第6号(第5条関係)

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　選挙

候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
ポスター掲示場数	箇所

備考

現行

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　選挙

候補者

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2　ビラ作成業者がみよし市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、みよし市に支払を請求することはできません。

4　1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数

枚

(2)　限度額

7円73銭(単価)×当該作成枚数＝限度額

様式第6号(第5条関係)

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年　　月　　日

年　　月　　日執行　　選挙

候補者

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
ポスター掲示場数	箇所

備考

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正新旧対照表

改正案

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2　ポスター作成業者がみよし市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、みよし市に支払を請求することはできません。

4　1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数

ポスター掲示場数

(2)　限度額

$$\frac{316,250\text{円}+586\text{円}88\text{銭}\times\text{ポスター掲示場}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価…1円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

様式第7号（その1）（第6条関係）

略

(別紙1)

略

(別紙２の１)

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1)　自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年　月　日	円	16,100円	円	
年　月　日	円	16,100円	円	
年　月　日	円	16,100円	円	
年　月　日	円	16,100円	円	

現行

1　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2　ポスター作成業者がみよし市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、みよし市に支払を請求することはできません。

4　1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)　枚数

ポスター掲示場数

(2)　限度額

$$\frac{105,416\text{円}+541\text{円}31\text{銭}\times\text{ポスター掲示場}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価…1円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

様式第7号（その1）（第6条関係）

略

(別紙1)

略

(別紙２の１)

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1)　自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年　月　日	円	10,733円	円	
年　月　日	円	10,733円	円	
年　月　日	円	10,733円	円	
年　月　日	円	10,733円	円	

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正新旧対照表

改正案

年　月　日	円	16,100円	円	
年　月　日	円	16,100円	円	
年　月　日	円	16,100円	円	
計			円	

備考　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2の2)

略

様式第7号（その2）（第6条関係）

略

(別紙)

請求内訳書

区　　分	単価(a)	枚数(b)	金額(a)×(b)＝(c)	備考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	8.38円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

1　基準限度額の「枚数」欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

2　請求金額の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価を比較して少ない方の額を記載してください。

3　請求金額の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第7号（その3）（第6条関係）

(別紙)

請求内訳書

ポスター掲示場数			箇所	
区　　分	単価(a)	枚数(b)	金額(a)×(b)＝(c)	備考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

1　「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

現行

年　月　日	円	10,733円	円	
年　月　日	円	10,733円	円	
年　月　日	円	10,733円	円	
計			円	

備考　「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2の2)

略

様式第7号（その2）（第6条関係）

略

(別紙)

請求内訳書

区　　分	単価(a)	枚数(b)	金額(a)×(b)＝(c)	備考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	7.73円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

1　基準限度額の「枚数」欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

2　請求金額の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価を比較して少ない方の額を記載してください。

3　請求金額の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第7号（その3）（第6条関係）

(別紙)

請求内訳書

ポスター掲示場数			箇所	
区　　分	単価(a)	枚数(b)	金額(a)×(b)＝(c)	備考
作成金額	円	枚	円	
基準限度額	円	枚	円	
請求金額	円	枚	円	

備考

1　「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正新旧対照表

改正案	現行
2　基準限度額の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。 $\frac{316,250\text{円}+586\text{円}88\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ ＝単価…1円未満の端数は切上げ 3　基準限度額の「枚数」欄には、ポスター作成枚数確認書より確認された作成枚数を記載してください。 4　請求金額の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。 5　請求金額の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数を比較して少ない方の枚数を記載してください。	2　基準限度額の「単価」欄には、次により算出した額を記載してください。 $\frac{105,416\text{円}+541\text{円}31\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$ ＝単価…1円未満の端数は切上げ 3　基準限度額の「枚数」欄には、ポスター作成枚数確認書より確認された作成枚数を記載してください。 4　請求金額の「単価」欄には、作成金額の単価と基準限度額の単価とを比較して少ない方の額を記載してください。 5　請求金額の「枚数」欄には、作成金額の枚数と基準限度額の枚数を比較して少ない方の枚数を記載してください。

別　紙

参議院議員通常選挙に係る選挙事務について（令和７（2025）年７月２０日を選挙期日とした場合）

月日	処理事項	内容	選挙管理委員の出席
選挙期日の公示日前の適当な日	◎ポスター掲示場の設置	・ポスター掲示場(66 箇所)の設置(公示日の前日(R7（2025）.7.2)まで)	―
	◎選挙公報の配布	・選挙公報の配布(～選挙期日の前日(R7（2025）.7.19)まで)	―
R7（2025）.7.2(水)	◎選挙管理委員会	・選挙時選挙人名簿の登録 ・選挙管理委員会告示	○
公示日 R7（2025）.7.3(木)	◎選挙管理委員会	・候補者の氏名等の掲示の掲載順序決定のくじ	○
R7（2025）.7.4(金)	◎期日前投票(～7.19(土))	・期日前投票所における投票立会人(1 人３回程度)	○
	◎不在者投票事務(～7.19 日(土))	・選挙管理員会における不在者投票事務 ・郵便等による不在者投票事務	―
R7（2025）.7.17(木)	◎開票立会人の届出	・開票立会人の届出期限(～17:00)	―
R7（2025）.7.18(金)	◎開票立会人のくじ	・開票立会人のくじ（届出が 10 人を超える場合）	○
R7（2025）.7.19(土)	◎選管明推合同会議	・街頭啓発（明るい選挙推進協議会委員による）	○
R7（2025）.7.20(日)	◎選挙期日	・投票時間(7:00～20:00)	―
		・開票(21:10～)	○

令和７(2025)年６月２日

みよし市選挙管理委員会委員　各位

みよし市選挙管理委員会
書記長　城　　千穂子

期日前投票所の投票立会人の協力について（依頼）

日ごろから、本市の選挙の執行及び選挙啓発に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、現在執行が見込まれている第２７回参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人について、御協力をお願いしたいと存じます。

つきましては、別添の「第２７回参議院議員通常選挙期日前投票立会人　回答用紙」に、御協力いただける日程を記載していただき、令和７（2025）年６月１６日（月）までに、みよし市選挙管理委員会まで御提出をお願いいたします。

担　当　事務局（窪田、一丸）
電　話　0561-32-8351（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
ﾌｧｸｼﾐﾘ　0561-32-2165

第２７回参議院議員通常選挙期日前投票立会人　回答用紙

氏名（　　）

御協力いただける日程に　○　を記入してください。

７月２０日（日）執行の場合

会場		みよし市役所		おかよし交流センター	
日程		午前	午後	午前	午後
		８：３０～	１４：１５～	９：００～	１４：３０～
７月４日	金				
７月５日	土				
７月６日	日				
７月７日	月				
７月８日	火				
７月９日	水				
７月１０日	木				
７月１１日	金				
７月１２日	土				
７月１３日	日				
７月１４日	月				
７月１５日	火				
７月１６日	水				
７月１７日	木				
７月１８日	金				
７月１９日	土				

※２～３日程度御協力ください。

＜勤務時間＞

場所	時間帯	集合時間	勤務時間
みよし市役所	午前	8:20	８：３０～１４：１５
	午後	１４:００	１４：１５～２０：００
おかよし交流センター	午前	8:50	９：００～１４：３０
	午後	１４:１５	１４：３０～２０：００